

平成 26 年度に小笠原諸島の
振興開発に関して講じた施策

～小笠原諸島振興開発審議会への報告～

平成 27 年 6 月 26 日

【目次】

I	はじめに	1
II	平成26年度に小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策	
第1	目標の設定状況と進捗状況	1
第2	分野別取組状況	
1	土地の利用	5
2	道路、港湾等の交通施設・通信施設の整備、人の往来・物資の流通・廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の交通通信の確保	
(1)	港湾	5
(2)	航路・航空路	6
(3)	道路・島内交通	6
(4)	情報通信	7
(5)	人の往来等に要する費用の低廉化	7
3	地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発	
(1)	農業	8
(2)	水産業	8
(3)	商工業	9
(4)	先端技術の導入、生産性の向上	9
(5)	他産業との連携	10
4	雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進	10
5	住宅、生活環境の整備	
(1)	住宅	11
(2)	簡易水道	11
(3)	生活排水処理	12
(4)	ごみ処理	12
6	保健衛生の向上	12
7	医療の確保	12
8	高齢者の福祉、その他の福祉の増進	
(1)	高齢者・障害者福祉	13
(2)	児童福祉	13
(3)	地域福祉	14
9	自然環境の保全・再生、公害の防止	
(1)	自然環境の保全・再生	14
(2)	自然公園	15
(3)	都市公園	15
(4)	海岸漂着物対策	15
(5)	公害の防止	16
10	再生可能エネルギー源の利用、その他のエネルギーの供給	16
11	防災、国土保全に係る施設の整備	
(1)	防災対策	16
(2)	国土保全対策	17

1 2	教育、文化の振興	
(1)	教育	1 7
(2)	文化・スポーツ	1 7
1 3	観光の開発	
(1)	観光資源の開発と観光振興	1 8
(2)	観光業と他産業の連携強化	1 8
1 4	国内・国外の地域との交流の促進	1 9
1 5	振興開発に寄与する人材の確保・育成	1 9
1 6	振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間 における連携・協力の確保	1 9
1 7	帰島を希望する旧島民の帰島の促進	2 0

(参考資料)

I	小笠原諸島振興開発特別措置法	2 1
II	小笠原諸島の現況	2 3
1.	人口動向	2 3
2.	財政	2 5
3.	医療	2 5
4.	教育	2 6
5.	生活環境	2 7
6.	産業分類別就業者数	2 8
7.	入込客数	3 1

I はじめに

小笠原諸島は、東京から南に約 1,000 km離れた太平洋上に位置する父島列島及び母島列島を中心に、我が国最南端の沖ノ鳥島及び最東端の南鳥島を含め約 30 余の島々で構成されている。また、我が国の排他的経済水域の約 3 割を確保している地域であり、水産資源や鉱物資源等の開発可能性を秘めた、太平洋上の経済的要衝となっている。

また、小笠原諸島は、亜熱帯地域に属し、冬でも温暖な気候であるが、周辺海域は台風が通過する台風常襲地帯となっている。さらに、同諸島には本土には生息していない病害虫が生息し、島内の農作物の一部が本土への持ち込みを制限される等、植物防疫面での制約を受けている。一方、島の成立以来、一度も大陸と陸続きになったことのない海洋島であるため、同諸島の野生動植物は独自の変化を遂げ、特異な島しょ生態系を形成していることが評価され、平成 23 年 6 月には世界自然遺産に登録されるなど、世界的にも貴重でかけがえのない自然の宝庫となっている。

加えて、第 2 次世界大戦中の昭和 19 年に、住民の大部分が本土に強制疎開させられ、終戦後も米軍の統治下に置かれ、欧米系住民の帰島は認められたものの、日本人住民の帰島は認められず、23 年間の空白期間を経て昭和 43 年に我が国に復帰し、ようやく日本人住民の帰島が認められることとなるなど、特異な経緯を有している。

このように、地理的、自然的、社会的条件の下、本土との交通アクセスの改善の必要性があるほか、医療や福祉等の生活環境面で大きな格差があること、また、雇用の場が十分でないこと等から定住を促進する上で大きな課題となっており、今後も引き続き振興開発施策の推進が必要な状況にある。

本報告は、小笠原諸島振興開発特別措置法（以下、「法」という。）第 49 条の規定に基づき、平成 26 年度に講じた小笠原諸島の振興開発に関する施策について、国土交通大臣が小笠原諸島振興開発審議会に報告するものである。

II 平成 26 年度に小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策

第 1 目標の設定状況と進捗状況

国は、法に基づき小笠原諸島の振興開発の意義及び方向、小笠原諸島の振興開発を図るための基本的事項等を定めた「小笠原諸島振興開発基本方針」を策定し、東京都は、小笠原村が作成した振興開発計画の案の内容をできる限り反映させつつ、法の趣旨を踏まえ、振興開発施策を具体的に記載した「小笠原諸島振興開発計画」（以下、「振興開発計画」という。）を策定した。

振興開発計画においては、同計画に掲げる事業を着実に推進していくため、以下のとおり成果目標を設定している。

1 小笠原諸島振興開発計画（平成 26 年度～平成 30 年度）における成果目標

指標	目標 (平成 30 年度)	参考値	
		平成 20～24 年 (平均)	1 億 1,574 万円
農業生産額	1 億 3,170 万円	平成 20～24 年 (平均)	1 億 1,574 万円
漁獲量	510 t	平成 20～24 年 (平均)	504 t
年間入り込み客数 ^{※1}	32,900 人	平成 21～25 年度(平均)	29,153 人
教育旅行者数	20 件 1,200 人	平成 25 年度(実績)	17 件 1,179 人
リサイクル率 ^{※2}	50%	平成 24 年度(実績)	34.4%
再生可能エネルギー 発電容量 ^{※3}	230kW	平成 25 年度末(実績)	192.5kW
総所得金額	102 ^{※4}	平成 21～25 年度(平均)	(59 億 9,200 万円)

※1 年間入り込み客数は、定期船おがさわら丸の乗船客のうち、島民を除き、観光や仕事・研究等での乗船者数及び定期船以外の観光客船（クルーズ船）の乗客数

※2 年間のごみの総処理量と集団回収量の合計に対する総資源化量の割合

※3 公共施設における再生可能エネルギー発電容量

※4 平成 21～25 年度までの平均総所得金額を 100 とした場合の指数

2 各目標の達成状況

※各目標の実績は最新の集計値である。

※実績の一部は平成 25 年の数値であるため、（ ）内で参考値として示す。

●農業生産額

平成 25 年実績	目標(平成 30 年度)	参考値(平成 20～24 年度平均)
(1 億 2,992 万円)	1 億 3,170 万円	1 億 1,574 万円

- ・生産額の約 40%をパッションフルーツが占め、次いでミニトマト、レモン、マンゴーで全体の 75%を占めている。近年はパッションフルーツを中心に果樹の生産額が好調に推移しており、参考値（平成 20 年～24 年度平均）よりも高い状況であった。（参考資料 6-④）

《平成 26 年度の取組状況》

- ・農用地等の利用集積等の促進（新規 3 件、更新 1 件、延べ 23 件）【村】
- ・農業基盤整備の調査設計を実施【都】
- ・農道の機能維持を図るとともに、村への農道移管を計画的に実施【都】
- ・漏水対策を強化し、かんがい施設を整備【都】
- ・農業被害を抑制するため、アフリカマイマイの防除やノヤギの駆除を実施【都・村】
- ・新規就農者を含む生産者へ試験研究の成果を還元するとともに、技術指導を実施【都】
- ・意欲的な新規就農者への村による経済的支援【村】

●漁獲量

平成 25 年実績	目標(平成 30 年度)	参考値(平成 20～24 年度平均)
(533 t)	510 t	504 t

・漁獲量の約 40%をカジキ類が占め、次いでハマダイ、マグロで全体の約 80%を占めている。平成 25 年度はカジキ類及びハマダイが好調であった。(参考資料 6-⑥)

《平成 26 年度の取組状況》

- ・耐津波性の強化による漁港施設の機能確保のため、防波堤改良を実施【都】
- ・漁港施設の機能確保のため、岸壁の維持補修を実施【都】
- ・漁業調査指導船による海況の把握や試験操業、無線局の維持等により、漁業生産性の向上や操業の安全を通して水産業を振興【都】
- ・先進地の事例調査を実施するとともに、容器包装に小笠原産を P R する独自デザインを採用するなど、小笠原ブランドの認知度向上に向けた取組を実施【村】
- ・漁業者の作業環境・作業効率を改善するため、漁船修理施設の工事を実施【都】

●年間入り込み客数

平成 26 年度実績	目標(平成 30 年度)	参考値(平成 21～25 年度平均)
27,667 人	32,900 人	29,153 人

・平成 23 年の世界遺産登録により増加した観光客数の水準維持を目指してきたが、平成 24 年度をピークに年間入り込み客数は減少傾向にあり、特に観光船の減少が影響している。(参考資料 7)

《26 年度の取組状況》

- ・本土における観光 P R イベント等に参加するとともに、村主催イベント(イベント 1 回、参加者約 800 人)を開催【村】
- ・旅行者を直接確保するため、小笠原のツアーが検索可能な独自のサイトを開設し、小笠原への興味や旅行を促すため、観光協会と連携し、現地最新情報を積極的に発信【村】
- ・おがさわら丸において多様な旅行者ニーズを満たすことのできる体験メニュー等の構築に向けた調査を実施【都】
- ・おがさわら丸及びははじま丸の代替船建造に向け、設計を実施【都】

●教育旅行者数

平成 26 年度実績	目標(平成 30 年度)	参考値(平成 25 年度実績)
16 件 1,128 人	20 件 1,200 人	17 件 1,179 人

・平成 23 年の世界遺産登録以降、教育旅行者数は継続的な誘致活動の成果もあり、ここ数年は高い水準で推移している。

《26 年度の取組状況》

・小笠原村観光局と連携し、新規校を開拓し、過去に実施していた学校に対して再度の来島に向け、誘致活動を実施【村】

●リサイクル率

平成 25 年度実績	目標(平成 30 年度)	参考値(平成 24 年度実績)
(36.4%)	50%	34.4%

・紙類の分別促進及び廃バッテリーの売却実現等により、リサイクル率が若干伸びている。

《26 年度の取組状況》

- ・総資源化率の向上を目指し、適正に資源化処理を実施【村】
- ・埋立て量ゼロを目指し、離島においても持続可能な広域資源循環を推進【村】
- ・リサイクル率を向上させることにより、焼却量を減少させ焼却施設の負荷を低減させるとともに、焼却炉の年次精密点検・定期補修を実施し、予防保守による延命化を実施【村】

●再生可能エネルギー発電容量

平成 26 年度実績	目標(平成 30 年度)	参考値(平成 25 年度末実績)
214.5kw	230kw	192.5kw

・平成 25 年度末までに小笠原村診療所（父島）や都立小笠原高校（父島）など 8 か所に太陽光発電設備（192.5kW）の導入を進め、新たに扇浦浄水場（父島）に太陽光発電設備（22kW）を設置した。

《26 年度の取組状況》

- ・新扇浦浄水場に太陽光発電設備（22 kW）を設置し、災害時のエネルギーの安定供給を強化【村】
- ・太陽光発電設備導入に係る支援について事前協議を実施【都】
- ・技術開発動向に関する情報を収集【村】

●総所得金額

平成 26 年度実績	目標(平成 30 年度)	参考値(平成 21～25 年度平均)
100.6	102	59 億 9,200 万円

- ・ 入り込み客数が減少している中、過去 5 年間の平均値（参考値）とほぼ同水準の総所得金額を維持している。

第 2 分野別取組状況

小笠原諸島振興開発基本方針に掲げられた 17 項目の主な取組状況については以下のとおりである。

なお、本章での記載の順は、振興開発計画の「第 4 章 分野別振興開発事業計画」に記載された事項の順に従い記載している。

1 土地の利用

小笠原諸島は、父島・母島列島を中心に太平洋上に 30 余りの島々が散在しており、平地が少ないうえ、その大半が国立公園や森林生態系保護地域に指定されているため、生活を営むために活用できる土地は非常に限られている。

また、昭和 19 年の強制疎開以降長い期間帰島を許されなかったという歴史的背景から、復帰後も帰島できていない旧島民など、不在地主が多数存在する。さらに、農地法が未施行となっていることにより、農地の転用等に関する規制がなく、強制疎開時の小作権等を保護するための特別賃借権制度が措置されている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・ 国土調査法に基づき、地籍調査を扇浦・吹上谷・洲崎地区（いずれも父島）において実施【都・村】
- ・ 小笠原村農業委員会において、農地情報整理台帳による需給のマッチングを行い、農地流動化を推進【村】

2 道路、港湾等の交通施設・通信施設の整備、人の往来・物資の流通・廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の交通通信の確保

(1) 港湾

本土から約 1,000km 離れて位置する小笠原諸島において、港湾施設は住民生活の維持、産業の振興等に必要不可欠であり、復帰以降、施設整備や改良が着実に進められてきている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・平成 28 年度に予定されているおがさわら丸及びははじま丸の代替船の就航に対応するための港湾整備を実施【都】

<岸壁延伸>父島二見港：16m、母島沖港：14m

<泊地整備>父島二見港：300 m³、母島沖港 1,164 m³)

- ・父島二見港において、乗船客の安全性・快適性を確保するため、日よけ雨よけ施設の整備を実施【都】

(2) 航路・航空路

小笠原諸島父島と本土とを定期的に結ぶ交通アクセスは、約 6 日に 1 便、片道所要時間約 26 時間の「おがさわら丸」に限られ、母島への交通手段は、父島・母島間をおおむね週に 5 便、片道所要時間約 2 時間で結ぶ「ははじま丸」が唯一の定期航路である。これまで、唯一の定期貨客船として、住民や来島者の輸送はもとより、生活物資などの必需品の運搬も担っており、安定的な住民生活を支えてきた。

おがさわら丸については、世界自然遺産登録による乗船客の増加や船舶の経年劣化の進行等により、航路改善の喫緊の対応が求められている。また、ははじま丸についても、就航から既に 20 年以上が経過し、船舶の老朽化は著しい状況である。こうしたことから、住民の生活の安定のため、代替船の就航が求められている。

航空路については、平成 20 年 2 月に都と小笠原村で「小笠原航空路協議会」を設置し、関係者間の円滑な合意形成を図るため、世界的に貴重な自然環境への影響をはじめ、費用対効果、運航採算性等の課題について、幅広く調査・検討を行っている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・平成 28 年度のおがさわら丸及びははじま丸の代替船建造に向け設計を実施【都】
- ・航空路について、引き続き P I^{*}の実施に向けた調査等を実施【都】
- ・航空路に係る都と村の意見交換の場において、課題について整理を実施（国もオブザーバーとして参加）【都・村】

※P I（パブリック・インボルブメント：Public Involvement）

政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法のこと。

(3) 道路・島内交通

都道は、集落と港など主要施設を結ぶ重要な幹線道路であり、日常生活や観光での通行に加え、災害時や緊急時には避難道路としても利用されている。

村道については、住民の身近な生活道路として、集落内及び集落周辺を中心に整備されている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・道路の安全性・快適性向上のため、線形改良や拡幅整備、道路災害防除等を実施【都】

<線形改良・拡幅整備>

父島（吹上谷）：線形改良 L=166m、母島（猪熊谷）：道路拡幅 L=110m

<道路災害防除>

父島（清瀬）、母島（西浦、庚申塚）

- ・避難道路整備の必要性について、住民説明会を実施（2回）【村】
- ・村道に係る橋りょうの状況を把握し、必要な補修計画を策定【村】
- ・猪熊谷（母島）及び小曲（父島）において、自然環境の保全を図りつつ事業を進めるため、環境調査や専門家会議（2回）を実施【都】
- ・老朽化した大型の村営バスを小型車両に更新し、ランニングコストを削減することで、収支の改善を推進【村】

(4) 情報通信

「小笠原海底光ファイバーケーブル敷設による情報基盤整備、保守及び運用事業」により、八丈島・小笠原諸島（父島・母島）間に海底光ファイバーケーブルが敷設され、平成 23 年度からブロードバンドによるインターネット接続や地上波デジタル放送サービスのほか、電子申請サービス等の「公共アプリケーションサービス」も提供されている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・安定した通信サービスを提供するため、定期点検や故障対応等による通信環境の維持管理を実施【都・村】
- ・自主データ放送を開始し、情報発信手段を多様化【村】

(5) 人の往来等に要する費用の低廉化

小笠原諸島は本土から約 1,000km 離れているため、人の往来・物資の流通・廃棄物の運搬に要する費用の面で、住民生活の安定や観光産業の振興にとって不利性を有している。

人の往来については、運航事業者等による村民割引などの運賃割引制度が導入されており、利用者の負担軽減を図っている。

物資の流通については、小笠原諸島で販売される生活物資の本土からの海上輸送費に対し、都がその一部を支援し、島内の物価安定を図っている。

また、農水産物等の小笠原諸島から本土への輸送費についても、都がその一部を支援し、産業の振興を図っている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・島内の生活物資の物価安定のため、本土からの海上輸送費の支援を実施（生活物資輸送費補助）【都】

- ・農水産業振興のため、農水産物等の本土への輸送費の支援を実施（生産物貨物運賃補助）【都】
- ・地域公共交通確保維持改善事業（離島航路運営費等補助金による父島～母島間の航路収支の改善、離島住民運賃割引補助による利用者の負担軽減）【国】

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発

(1) 農業

農業については、温暖な亜熱帯性の気候を生かした熱帯果樹や野菜の栽培を中心に行われている。

復帰以降、ほ場造成や農道などの農業生産基盤の整備を進めるとともに、各種試験研究や栽培技術指導により、農業生産活動は充実し、農産物の安定生産や農業の担い手の育成・確保が図られてきた。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・小笠原村農業委員会において、農地情報整理台帳による需給のマッチングを行い、農地流動化を推進（再掲）【村】
- ・経年劣化により支障をきたしているかんがい施設の更新及び農道補修工事の実施【都】

<かんがい施設> 長谷送水管（父島）測量・設計 L=300m
 吹上送水管（父島）補修工事 L=199.3m
 農業用水槽（父島及び母島）交換工事設計 一式(39基)

<農道整備> 父島3号線農道補修工事 L=71m

- ・農業被害を抑制するため、アフリカマイマイの防除やノヤギの駆除を実施【都・村】
- ・亜熱帯農業センター（父島）の分析機器の整備を行い、より詳細・効率的な分析が可能となったほか、新規就農者を含む生産者へ研究成果の還元や技術指導を実施【都】
- ・意欲の高い農業者に対して給付金を支給（就農から5年間、年間150万円）したほか、販売促進のため果実のサンプル模型やチラシ・冊子、出荷用の箱やシールを刷新【村】
- ・「小笠原諸島の自立的発展に向けた産業振興に関する調査」において農水産業の生産コストの分析及び改善策の検討【国】

(2) 水産業

小笠原の漁業は、広大で豊かな漁場を生かした縦縄漁業や底魚一本釣り漁業などを行っている。また、漁業の基盤となる漁港は、小笠原諸島の復興・振興開発に不可欠であり、昭和43年に復帰後小笠原島漁業協同組合が設立されて以降、港湾とともに重点的に整備を進めてきており、第4種漁港として地元漁業者の生活安定に大きく寄与してい

るほか、クジラやイルカウォッチングの遊漁船などの小笠原諸島の自然を生かした観光産業の拠点として利用され、産業振興に寄与している。

また、水産センター（父島）による各種調査や試験研究成果の普及・指導が充実されてきており、漁業生産活動の進展がみられる。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・耐津波性の強化による漁港施設の機能確保のため、防波堤改良を実施【都】

　　<防波堤改良> 父島二見漁港：本體工 7 m

- ・岸壁上部工補修等、漁港施設の機能確保のため、維持補修を実施【都】
- ・水産センター所属調査指導船「興洋」による海況の把握や試験操業、無線局の維持等による漁業生産性の向上や操業の安全性を通じ、水産業の振興を推進【都】
- ・先進地の事例調査を実施するとともに、容器包装については小笠原産を P R する独自デザインとし、小笠原ブランドの認知度の向上に向けた取組を推進【村】
- ・漁業者の作業環境や効率を改善するため、漁船修理施設の工事を実施【都】
- ・「小笠原諸島の自立的発展に向けた産業振興に関する調査」において農水業生産コストの分析及び改善策の検討（再掲）【国】
- ・離島漁業再生支援交付金（離島の漁業集落が行う離島漁業再生に係る漁場の生産力の向上等）【国】

(参考) 中国サンゴ船による違法操業に対する対応

- ・中国サンゴ船の違法操業対策（外国漁船の違法操業に対する罰金の引上げ、取締り体制の強化）【国】
- ・関係機関の連携による情報連絡体制の構築【国・都・村】
- ・小笠原諸島周辺海域宝石サンゴ緊急対策事業（違法操業のサンゴ資源及び海底環境等に与える影響の調査）【国】
- ・韓国・中国等外国漁船操業対策事業（漁業者による外国漁船の投棄漁具等の回収・処分、外国漁船の操業状況の調査・監視等の支援）【国】

(3) 商工業

商工業の発展のため、小笠原村商工会は、島内の商工業者に対して、経理・税務などの指導、巡回相談、各種講習会の開催などの経営改善普及事業を実施し、経営の指導・改善・育成を行っており、都はこの取組を支援している。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・商工会が実施する小規模事業者の経営安定化を目的とした経営改善普及事業に対し、補助金による支援を行い、商工会の経営指導力向上、育成を推進【都】

(4) 先端技術の導入、生産性の向上

小笠原諸島における農水産業の振興及び発展について、振興開発事業により、各事業

主体が基盤整備や各種試験調査等を行っている。

その中で、各事業における課題を克服し、より生産性の向上を図るため、先端技術の導入など新たな取組を創意工夫しながら進めている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・ミカンコミバエの再侵入警戒調査を実施し、侵入がないことを確認するとともに、アフリカマイマイ等病害虫防除対策について試験研究を実施【都】

 - <トラップ調査> 60 カ所

 - <果実分解調査> 7,197 個

- ・基幹作物であるパッションフルーツについて、地中加温栽培による収穫期の前進化の可能性が示唆されたほか、菊池レモンについて、開花時期を解明するとともに、従来の収穫時期と異なる 4～5 月の収穫の可能性を解明【都】

- ・定着性魚類資源の資源変動を把握するとともに、磯根資源の生態把握に必要な飼育環境を維持するため、老朽化した水産センターの加圧式ろ過設備更新のための実施設計を実施【都】

- ・経年劣化により支障をきたしているかんがい施設の更新及び農道補修工事の実施（再掲）【都】

(5) 他産業との連携

小笠原諸島における主要な産業である水産業と農業に関する振興の拠点として、水産センター及び亜熱帯農業センターを開設している。

水産センターは、調査・試験の研究成果を展示する施設として一部を一般公開しており、小笠原諸島の漁業、海洋生物を知ることができる観光施設としても活用されている。

亜熱帯農業センターにおいても、小笠原諸島の農業と貴重な固有植物への理解・教育の場として活用されているほか、オガサワラオオコウモリのナイトツアーなど観光資源としても重要な役割を果たしている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・水産センターについて、展示水槽の維持に必要な加圧式ろ過設備更新のための実施設計を実施（再掲）【都】

- ・水産センターでは飼育観察棟で水槽展示を行い、高校生の実習・見学等の受入れを実施【都】

- ・亜熱帯農業センターでは再整備により、よりわかりやすい小笠原の植物の紹介を可能とし、島外の高校生の体験受入れなど野外活動への協力等、小笠原の自然、農業について学ぶ場を提供【都】

4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進

小笠原諸島での主要な産業の一つである農業においては、制度の活用による認定農業者の育成や、意欲ある新規就農者の確保に努めている。また、漁業においては、漁業協同組

合が自ら意欲のある人材の育成に努め、漁業の後継者の確保に努めている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・営農研修所（母島）第一ほ場について、農業者の技術指導に資する研修ほ場として活用するための整備を実施【都】
- ・漁船修理施設について、漁業者の作業環境及び効率性を改善するための工事を実施（再掲）【都】
- ・離島漁業再生支援交付金（再掲）【国】

5 住宅、生活環境の整備

(1) 住宅

父島・母島には、小笠原住宅を含む公的住宅のほか個人住宅、民間共同住宅、宿舎等がある。小笠原住宅は、小笠原諸島へ帰島を希望する旧島民の帰島の促進並びに小笠原諸島の住民生活の安定及び福祉の向上を図るため、昭和 44 年度から平成 18 年度にかけて、都が国の補助を受けて建設してきており、全世帯数の約 3 割を占めているなど、住宅施策の中核となっている。

また、熱帯・亜熱帯に大量に棲息するシロアリにより住宅への被害が甚大となっており、父島及び母島それぞれの実情に応じた対策が必要である。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・小笠原住宅の維持・管理を継続的に実施【都】
- ・小笠原住宅の老朽化に伴う建替えに向けて、新たな仕組み、管理制度の改正及び都と村の役割分担について協議【都・村】
- ・住宅政策全体として補完していかなければならない事項について確認【村】
- ・シロアリへの防除対策について、最近では一部状況の悪化が見受けられることから、母島を中心に、シロアリの集落内侵入を阻止するためのモニタリングを実施【村】

(2) 簡易水道

水道については、復帰当初から集中的に生活基盤施設として整備が進められ、父島・母島ともに簡易水道事業により給水している。浄水場の老朽化と津波災害対策、濁水対策が必要である。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・父島において、浄水場の老朽化に伴う建替えとともに高台への移転工事を進め新扇浦浄水場を平成 27 年 3 月に供用を開始し、より安心・安全な水の供給体制を構築。母島においては、沖村浄水場の老朽化に伴う建替えについて、計画的に進捗【村】
- ・新たな水源確保のための父島第二原水調整池の整備のあり方について、方針を作成【村】
- ・水道施設整備及び維持管理を行うための指導・助言【都】

(3) 生活排水処理

生活排水の処理については、復帰当初の一島一集落の基本方針により、集落内の地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）の整備が進められてきた。コミュニティ・プラント整備区域以外においては、既存浄化槽の更新や新築住宅への合併処理浄化槽の設置を推進してきた。現在、小笠原村の水洗化率は100%となっている。

<平成26年度の主な取組>

- ・父島において、汚泥減量のため、し尿処理施設の屋上への天日乾燥床設置に向けた設計を実施するとともに、母島において、電気設備の安定的な機能維持に向けた取組を実施【村】
- ・父島において、新たに2基の合併処理浄化槽を設置することで、生活排水処理のより適切な処理を実施するとともに、設備の適正な維持管理を実施【村】

(4) ごみ処理

ごみ処理については、父島にクリーンセンター（焼却施設）、母島にリレーセンター（中継施設）を整備し、焼却残さは、父島の管理型処分場で埋立て処分を行っている。

また、島しょ部ならではの不利性を抱えながらも、資源物は分別収集を行い、島外のリサイクル業者へ搬出してごみの減量化や資源の有効活用を行っている。

<平成26年度の主な取組>

- ・住民の意識啓発や、ごみの減量化・資源の有効活用により、総資源化率を向上【村】
- ・焼却炉の年次精密点検・定期補修の実施し、予防保守による焼却施設の延命化【村】

6 保健衛生の向上

住民の健康の維持、疾病の予防等を図るため、各種法令に基づき、健康診査や母子保健、疾病予防など保健衛生事業を総合的に進めている。

また、小笠原村の人口規模や地理的特性等の地域の実情を踏まえつつ、医療や福祉との連携を図っている、

<平成26年度の主な取組>

- ・健康診査の対象年齢の引き下げ（40歳以上を30歳以上に）や本土からの検診班の招へいによる、受診機会の確保【都】
- ・年度当初に全戸配布している『保健所だより』による、事業者・住民に対する健康診査の広報、受診状況の維持に努め、健康増進の意識向上を推進【都・村】

7 医療の確保

父島と母島にそれぞれ中心となる医療機関として、村立の診療所が開設されており、住民の一次医療機関としての役割のほか、小笠原諸島周辺海域を航行する船舶等の救急患者にも対応している。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・自治医科大学卒業医師の派遣や代診医派遣等による医師の確保に対する支援、専門医療の確保等、各種補助事業の着実な実施【都】
- ・各診療所の管理運営、医療機材整備等による一定の医療水準の確保【村】
- ・平成 26 年度において 27 名の急患搬送を要請。硫黄島を往復する自衛隊ヘリ用の AED 等の更新、自衛隊の協力の下、救急・医療体制の維持・確保を推進【都・村】
- ・母島への出張りハビリサービスを開始したほか、保健、福祉部門との連携により、療養期・回復期における内地医療機関への円滑な受入れ体制を調整【村】
- ・妊娠及び出産にかかる費用の一部支援による、母子保健の向上に向けた取組を実施。また、内地分娩施設である東京北医療センター（宿泊施設及び保育所を含む）を紹介し、母子、家族を支援【村】
- ・本土医療受診費用等に伴う住民負担の軽減を引き続き実施【村】
- ・へき地保健医療対策費（へき地診療所等に対し、運営費の補助を実施）【国】
- ・離島の妊婦健診・出産に係る経費に対する特別交付税措置【国】

8 高齢者の福祉、その他の福祉の増進

(1) 高齢者・障害者福祉

小笠原村の高齢化率は 13.0%と都全域の 21.6%と比べると低いものの（平成 26 年 1 月 1 日現在）、高齢者の数は年々増加しており、今後、本格的な高齢社会を迎える。高齢者福祉においては、在宅での福祉サービスを中心に施策を展開してきている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・介護保険サービスの確保・充実のため、国の離島等サービス確保対策事業に基づく検討委員会を開催（3回）【国・都】
- ・都全域における介護人材の確保及び資質向上を図るため、介護人材向けの研修を実施【都】
- ・離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置【国】

(2) 児童福祉

父島・母島ともに保育施設が整備されており、待機児童はほぼ発生していない。また、幼児の多い父島では、出生数に応じた子育てサービスを実施しているほか、社会福祉協議会による 3 歳児・4 歳児を対象とした保育サークル活動や学童保育に取り組んでいる。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・保育施設基本計画を策定し、施設整備に係る具体的な課題調整を実施【村】
- ・東京都児童相談センターが巡回相談実施時に協議会を開催し、要支援家族に対するサービス改善に向けた検討を実施【村】

- ・子供家庭支援センターの運営経費等について包括補助による支援【都】
- ・へき地保育所の運営費に対する補助（離島等の地域で通常の保育所を設けることが困難な地域において設置するへき地保育所の運営費に対する補助）【国】

(3) 地域福祉

父島では地域福祉センター、母島では村民会館を整備してきており、それぞれ地域における福祉活動の拠点として利用されている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・母島村民会館の老朽化に伴う建替えについて、移転候補地の現状測量や地質調査を実施【村】

9 自然環境の保全・再生、公害の防止

(1) 自然環境の保全・再生

小笠原諸島は、平成 23 年 6 月に世界自然遺産に登録される前から、豊かで貴重な自然環境の保全のため、行政機関・関係団体等による自主ルールの実用や、南島及び母島石門一帯における東京都版エコツーリズムの実施等により、自然環境の適正な利用と保護の取組を推進している。

また、国や都、小笠原村、NPO、関係団体、住民等の総力を挙げて、外来種対策や植生回復事業など、自然環境の保全・再生事業の取組を行った結果、平成 26 年 5 月には、媒島において戦後初めてアホウドリの可能性の高いヒナを確認するなど、一定の成果も見られている。

一方で、平成 25 年 3 月には、父島・母島でしか生息が確認されていなかった特定外来生物であるグリーンアノールが兄島で発見され、行政機関や関係団体の強力な連携により緊急対策を実施している。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・父島におけるノヤギの排除、自然環境に対する村民理解の醸成に向け、村民意見交換会や視察会を実施【村】
- ・ノヤギの排除が完了した聳島列島、兄島、弟島における植生回復事業、希少種保全のため鳥類等の調査を継続的に実施【都】
- ・世界遺産委員会からの要請事項である外来種対策として、関係機関と連携を図りながら、小笠原生態系保全アクションプランに基づく役割分担に従い、外来植物等の排除を実施。また、新たな外来種になり得る愛玩動物についても、東京都獣医師会による動物派遣診療や次世代育成授業等を実施し、適正飼養・終生飼養について普及啓発【都・村】
- ・南島及び母島石門において、自然の保護と利用の両立を図るため、東京都版エコツーリズム、自然環境のモニタリング等を実施。また、実態等を踏まえた利用とルールについて調整【都・村】

- ・特定野生生物保護対策事業（アカガシラカラスバト、希少昆虫類及び希少植物の生息環境の改善等）【国】
- ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業（オガサワラハンミョウの島内飼育の試行）【国】

(2) 自然公園

小笠原諸島は、優れた自然の景観と特異な生態系を持ち、集落地域、農業地域以外の大部分が自然公園のうち国立公園に指定されている。小笠原国立公園においては、公園計画に基づき、次の2点に重点を置き整備を進めている。

- ① 小笠原諸島の優れた自然景観を保全し、固有動植物の保全を図るなど、自然の保護及び適正な利用の両立を図る。
- ② 老朽化した施設の適正な更新を行うことで、観光客を含めた利便性の向上及び安全の確保を図る。

<平成26年度の主な取組>

- ・老朽化や降雨による洗掘で歩きにくくなった歩道を改修し、安全・快適性を確保。改修にあたり、関連する団体と意見交換を実施【都】
- ・国立公園等整備費（自然再生事業）（外来生物の侵入防止柵等を設置）【国】
- ・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費における遺産地域等貴重な自然環境保全推進事業（世界自然遺産地域における科学的知見に基づいた順応的保全管理の実施）【国】
- ・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費における国立・国定公園の海域適正管理強化事業（サンゴ生息海域における水温変化の調査、ネズミ対策における属島海域環境リスク検証のための委員会開催等）【国】

(3) 都市公園

都市公園（大神山公園（父島））の整備に当たっては、住民の憩いの広場として、更には観光客の利用拠点としての場を提供していくよう、自然公園との連携を図りながら進めてきている。

<平成26年度の主な取組>

- ・外来植物（ギンネム・リュウキュウマツ等）の除去と在来植物（ヒメツバキ等）の植栽、植栽地への立入の抑止、在来植物の保全と来園者の利便性・安全性の向上を目的とした園路整備を実施【都】

(4) 海岸漂着物対策

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、東京都では、海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画（小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画）を平成25年7月に策定している。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・都、村等が主体となり、海岸漂着物約 23 t を回収・処理【都・村】
- (・海岸漂着物地域対策推進事業【国】)

(5) 公害の防止

小笠原諸島における公共事業が自然環境や景観などへ与える影響を極力低減することを目的に、都では「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」等を定めている。

また、環境関連法をはじめ、環境確保条例に基づく規制指導が実施されており、小笠原諸島の環境が良好に保たれている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・工場の設置認可等及び指定作業場の設置等に係る事務処理時に、各種環境法及び環境確保条例に基づく指導助言及び書類審査等を実施【都】

10 再生可能エネルギー源の利用、その他のエネルギーの供給

小笠原村では父島・母島ともに、主に電力事業者による内燃力発電により電力が供給されているほか、村施設や小・中学校の公共施設等へ太陽光発電設備が導入されている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・太陽光発電設備（発電容量 22kW）を新扇浦浄水場に設置し、災害時のエネルギーの安定供給の強化に向けた取組を実施【村】
- ・太陽光発電設備導入に係る支援について事前協議を実施【都】
- ・技術開発動向に関する情報を収集【村】
- ・島内におけるプロパンガスの価格及び供給の安定のため、プロパンガスの運搬に要する費用に対する補助を継続【都】
- ・離島ガソリン流通コスト支援事業（離島の給油所がガソリンを販売する際に実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援）【国】

11 防災、国土保全に係る施設の整備

(1) 防災対策

小笠原諸島は、台風や大雨、津波等の災害を受けやすい条件にあり、これまでも昭和 35 年のチリ地震による津波や昭和 58 年の台風 17 号により、大きな被害を受けている。

近年では、平成 12 年及び平成 22 年に、小笠原諸島近海を震源とする震度 4、マグニチュード 7 を超える近地地震による津波、また平成 23 年には東日本大震災に伴う津波の発生により、住民の防災意識は高まっている。

現在、南海トラフ地震等による大規模津波の襲来が、小笠原諸島にも想定されており、国や都による被害想定では、居住地域の大部分が津波による浸水地域となる可能性が示されている。

＜平成 26 年度の主な取組＞

- ・ 都は津波浸水ハザードマップ基本図を作成し、村へ提供。また、東京都津波避難計画策定指針を策定し、村の津波避難計画策定等を支援。平成 26 年 8 月には村が津波浸水ハザードマップを作成【都・村】
- ・ 「第 5 回津波対策に関する島しょ町村との連絡会」において、島しょ町村の南海トラフ特別措置法への対応として、事業者の防災対策計画、村の防災対策推進計画、緊急事業計画の作成等を支援【都】
- ・ 避難道路整備の必要性について、住民説明会を実施（2 回）（再掲）【村】

(2) 国土保全対策

小笠原諸島は台風の常襲地帯であり、土砂災害等から住民や観光客の生命と財産を守るため、砂防、地すべり対策を実施している。

＜平成 26 年度の主な取組＞

- ・ 砂防堰堤構築に伴う工事用道路整備を実施【都】
＜工事用道路整備＞ 大谷川（母島） L=45m

1 2 教育、文化の振興

(1) 教育

小・中学校は父島・母島にそれぞれ設置され、高等学校については、都立小笠原高校が父島に設置されており、校舎をはじめ体育館、プール、屋外運動場などの学校施設が整備されている。学校教育の場であることはもとより、住民のスポーツ・文化などの社会教育の場として、寄与してきたところである。

＜平成 26 年度の主な取組＞

- ・ 全ての小・中学校、高等学校を対象に島しょ教育研修を実施し、指導主事を派遣したほか、各種研修の実施により、人材育成のための支援体制の充実に向けた取組を実施【都】
- ・ 都立小笠原高校の教職員を加配し、指導の充実に向けた取組を実施【都】
- ・ 離島高校生修学支援事業（高校未設置島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都に対する補助）【国】

(2) 文化・スポーツ

小笠原諸島には世界的にも貴重な動植物や地域性豊かな歴史・文化があり、特別天然記念物のメグロをはじめ、学術上貴重な文化財が数多く存在しており、世界自然遺産登録を契機に、世界中から小笠原諸島特有の歴史及び文化への興味が高まっている。

こうした文化財の適切な保護・活用を図るため、小笠原村文化財保護審議会が設置されているほか、都では小笠原諸島に存する有形・無形の文化財の保存伝承及びその活用に関する指導・助言を行っている。

また、南洋踊りや小笠原の民謡など小笠原諸島特有の文化については、学校教育や地域でのイベントなど様々な場面で採り入れられているほか、島内で開催する住民向けのスポーツ大会への支援などを行っている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・父島・母島両島民が参加する「父母交流スポーツ大会」を都民体育大会（島しょ大会）として実施【都】
- ・国宝重要文化財等保存整備費補助金（オガサワラオオコウモリによる農産物等への食害被害軽減のための防護ネット等への補助）【国】

1 3 観光の開発

(1) 観光資源の開発と観光振興

小笠原諸島における観光にとっての最大の地域資源は、豊かで貴重な自然環境であり、都や小笠原村では、エコツーリズムを基軸とした観光を推進している。

平成 23 年 6 月の世界自然遺産登録を受け、教育旅行及びシニア層の入り込みは一時的に大きく増加したが、落ち着きを取り戻しつつある。一方、外国人観光客については、遺産登録の前後で大きな変化は見られない。

このような状況の中、小笠原諸島では、世界自然遺産としての貴重な自然環境の保全と観光利用の両立とを図る視点に立ち、国、都及び小笠原村とともに、魅力の発信と合わせた普及啓発活動を進めている。

また、遊歩道や都市公園等の整備や維持管理により、観光客が自然を楽しむための環境整備が行われている。都においても、小笠原村の実施する扇浦・小曲地区や奥村遊歩道整備などの観光施設整備事業に対して補助を実施し、観光資源の開発を支援してきた。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・本土における観光 P R イベント等への参加及び主催イベントを実施【村】
- ・旅行者を直接確保するため、小笠原のツアーを検索できる独自のサイトを開設し、小笠原への興味や旅行を促すため、父島・母島の両観光協会と連携し、現地の新鮮な情報を発信【村】
- ・おがさわら丸において、多様な旅行者ニーズを満たすことができる体験メニュー等の構築に向けた調査を実施【都】
- ・「小笠原諸島の自立的発展に向けた産業振興に関する調査」において外国語ガイドのあり方や情報発信手法等を検討【国】

(2) 観光業と他産業の連携強化

振興開発事業の各種調査で行った「地域資源の活用に向けた基礎調査」や「地域資源を活用した土産物等の事業化検証」により、島内において地域資源を活用した商品開発が加速するとともに、デザイン性を意識した商品づくりの機運も生まれている。

小笠原村では、観光の振興を図り、多くの観光客が訪れることによって、農業・漁業の

第一次産業、生産品の加工を行う第二次産業、流通・販売・観光・サービス業の第三次産業等の連携が促進されることにより、各産業が発展することが可能となるため、観光産業を柱とする観光立島を目指している。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・「東京農業の産業力強化支援事業」を活用し、「島しょ地域における産地形成」をテーマに、現地視察及びセミナーを開催。主にブランディングや他地域の取組事例についての講演を実施【都】
- ・各産業団体の連携を図るために小笠原村産業活性化対策協議会を開催し、観光業と第一次産業との連携強化に向けた取組を実施【村】

1 4 国内・国外の地域との交流の促進

小笠原諸島は世界自然遺産登録を契機に、自然環境をはじめ、特異な歴史や独特の伝統・文化に対して国内外からの関心が高まっている。

近年では、教育旅行等の積極的な誘致を図っており、本土の小学校から大学に至るまで、多くの児童・生徒・学生が来島し、小笠原村の児童・生徒をはじめとする住民との交流が行われている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・小笠原村観光局と連携し、教育旅行の新規校の開拓を実施。また、過去に教育旅行を実施していた学校に対しても再度、来島していただけるように誘致活動を実施【村】

1 5 振興開発に寄与する人材の確保・育成

各産業分野において、本土からの専門家による講演会の実施や先進事例の視察などを通じて、人材の確保・育成を行ってきた。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・パッションフルーツ等の基幹作物の生産力強化に向けた抑制栽培の技術開発等を行い、得られた成果について、島内農業者を対象とした成果報告会や巡回指導等により情報提供【都・村】
- ・新規就農者に対する技術指導の他、農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地の露地ほ場、鉄骨ハウスを有償で提供【都・村】
- ・南島及び母島石門において、自然の保護と利用の図るため、東京都版エコツアーリズム実施のため、自然ガイドを養成。また、村の陸域ガイドの質向上を図るため、登録ガイド制度を運用【都・村】

1 6 振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携・協力の確保

これまで、振興開発の各施策を進めるに当たっては、それぞれの施策の内容に応じて、

行政機関、住民、関係団体、NPO等と連携して協力を行ってきている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・外来種対策事業等において、村民や地元NPOとの協働による取組を実施【村】
- ・各産業団体の連携を図るために小笠原村産業活性化対策協議会を開催し、観光業と第一次産業との連携強化に向けた取組を実施（再掲）【村】

17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

帰島を希望する旧島民の受け入れに対応していくための環境整備を図ってきた。また、硫黄島及び北硫黄島においては、一般住民の定住が困難であることから、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を行っている。

<平成 26 年度の主な取組>

- ・旧島民の帰島促進のため、「小笠原諸島生活再建資金貸付」による特別の金融対策の実施【都】
- ・父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施【都・村】

(参考資料)

参考 I 小笠原諸島振興開発特別措置法

小笠原諸島振興開発特別措置法の変遷

昭和 44 年に小笠原諸島復興特別措置法が制定され、以降 5 年ごとに小笠原諸島をめぐる状況にかんがみ、延長・改正が行われてきた。現在の法は、平成 26 年 3 月に第 186 回国会において一部改正する法律が成立し、平成 26 年 3 月 31 日交付、同年 4 月 1 日施行された。法の目的に定住の促進が明記され、その実現に向けて産業の振興に係る自主的な取組を各種特例措置で支援する産業振興促進計画認定制度を創設する等、産業の振興・雇用の拡大、住民の利便性向上を図ることとした。

このような法の趣旨を踏まえた小笠原諸島の振興のあり方を示すものとして、国は平成 26 年 5 月 28 日に「小笠原諸島振興開発基本方針」を策定し、小笠原諸島の振興開発の意義及び方向、小笠原諸島の振興開発を図るための基本的事項等を定めた。本方針に基づき、東京都は小笠原諸島の振興開発施策を具体的に記載した小笠原諸島振興開発計画を平成 26 年 12 月 25 日に定めた。

(参考資料) 改正法の変遷

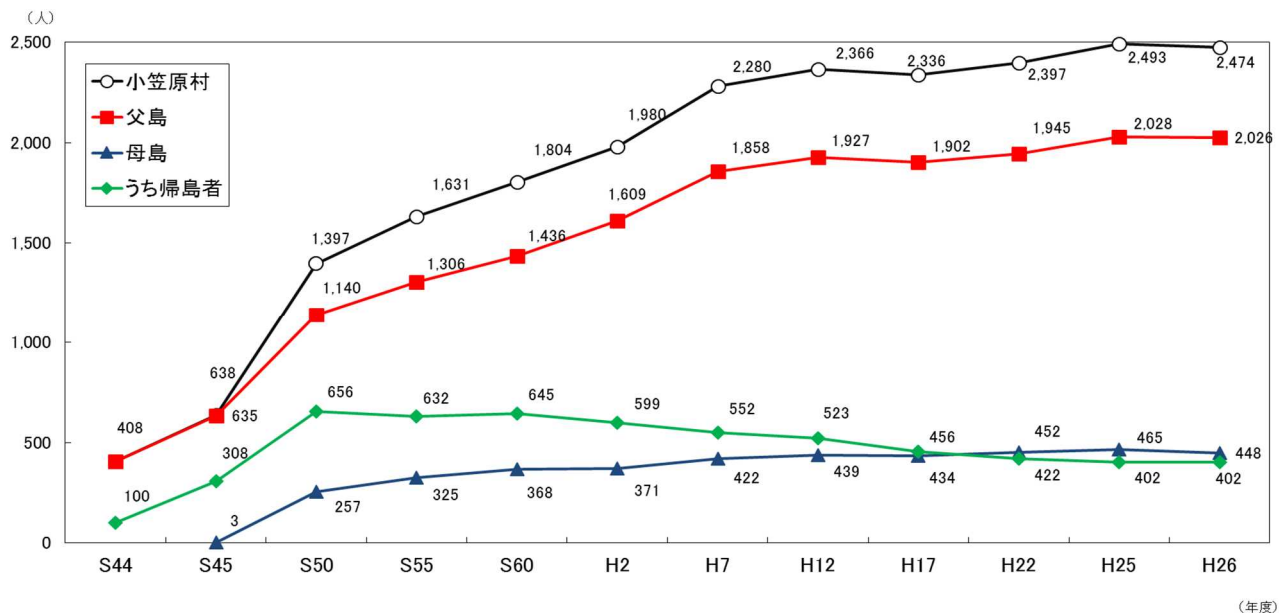
法の対象期間	改正法の内容
昭和 49～53 年度	●延長の際の改正 ①復興計画の期間を 10 かに延長
昭和 54～58 年度	●延長の際の改正 ①題名を「小笠原諸島振興特別措置法」と改称 ②5 かの振興計画の策定を規定 ③小笠原諸島復興審議会を小笠原諸島振興審議会と改称
昭和 59～63 年度	●延長の際の改正 ①振興計画の期間を 10 かに延長
平成元年～5 年度	●延長の際の改正 ①題名を「小笠原諸島振興開発特別措置法」と改称 ②5 かの振興開発計画の策定を規定 ③小笠原諸島振興審議会を小笠原諸島振興開発審議会と改称
平成 6～10 年度	●延長の際の改正 ①振興開発計画の期間を 10 かに延長 ②地方債、交通の確保等、情報の流通の円滑化及び交通体系の充実についての配慮規定を創設
平成 11～15 年度	●延長の際の改正 ①5 かの振興開発計画の策定を規定
平成 16～20 年度	●延長の際の改正 ①目的規定に自立的発展を追加 ②5 かの振興開発基本方針の策定を規定 ③5 かの振興開発計画の策定を規定 ④農林水産業の振興、医療の充実、地域間交流の促進及び人材の育成

	についての配慮規定を創設
平成 21～25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 ①人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保についての配慮規定を創設
平成 26～30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 ①小笠原村産業振興促進計画認定制度の創設 ②目的規定に「定住の促進を図る」旨等を追加 ③就業の促進、生活環境等の整備、介護給付等対象サービス等の確保等、高齢者の居住用施設の整備、保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減、自然環境の保全及び再生、再生可能エネルギー源の利用の推進等、防災対策の推進、教育の充実等、地域文化の振興等、観光の振興についての配慮規定を創設 ④国及び地方公共団体の責務規定の創設

参考Ⅱ 小笠原諸島の現況

1. 人口動向

1-①小笠原諸島の常住人口の推移（各年度末）

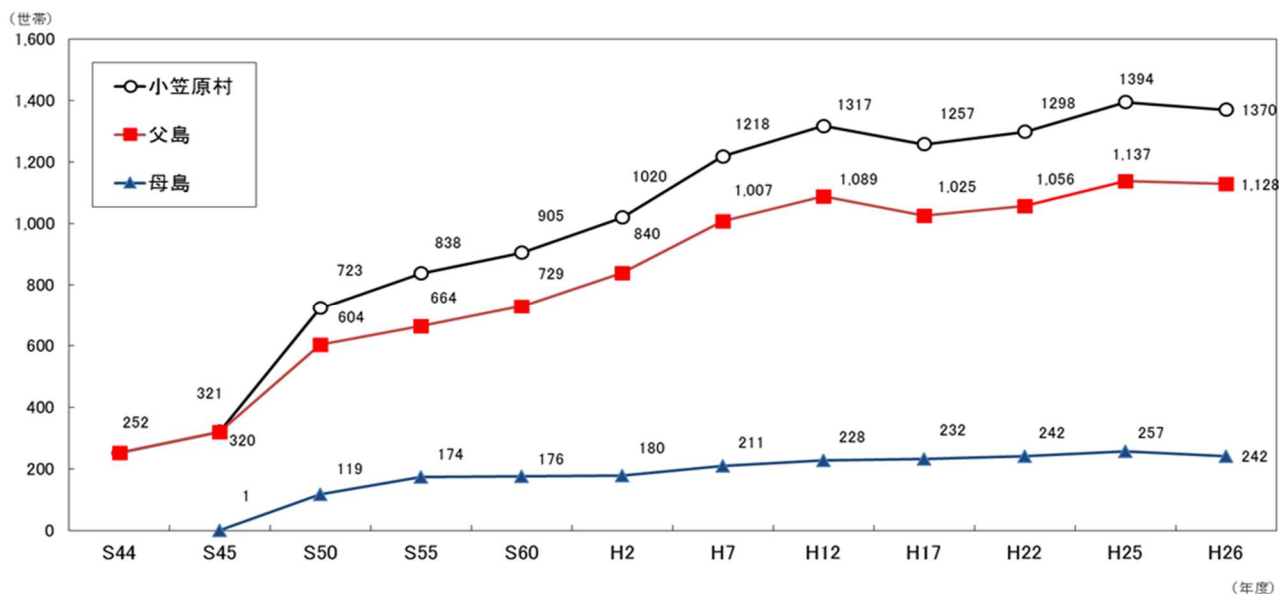


(出典) 小笠原諸島振興開発事業の成果 (都総務局)

※ 常住人口：住民基本台帳（外国人除く）（3月31日現在）

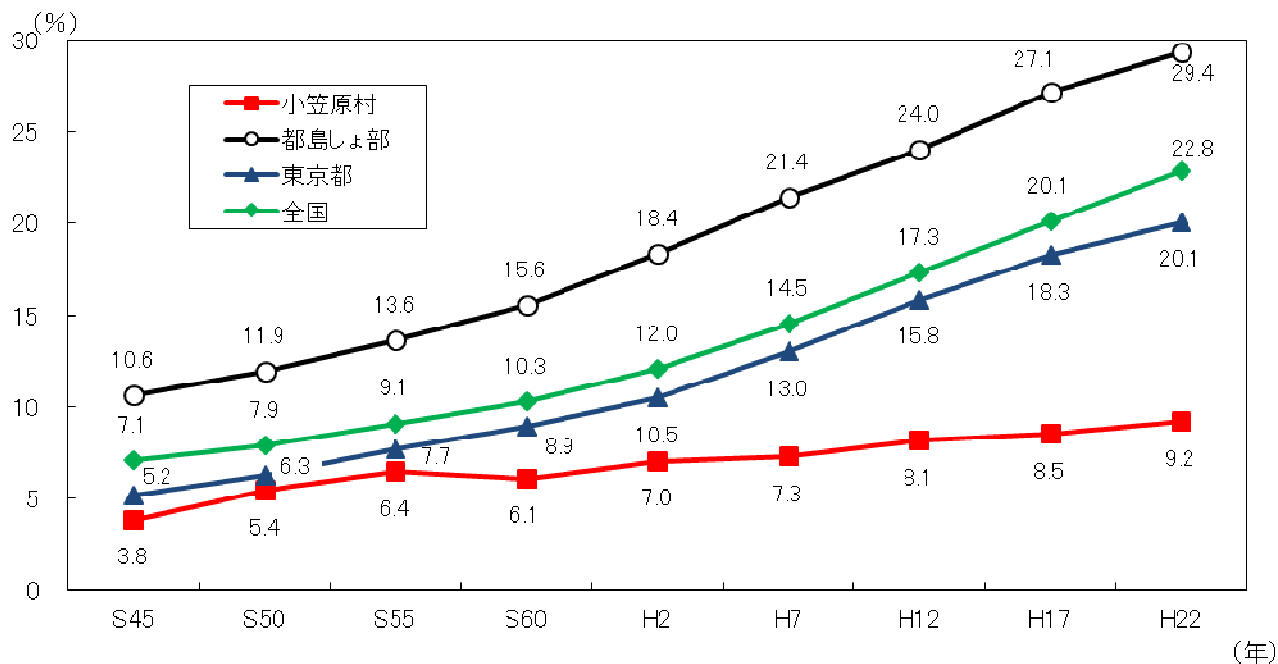
※ 帰島者：①昭和19年3月31日に小笠原諸島に住所を有していた者、②①の父母、配偶者並びに子及び孫並びにこれらの配偶者のいずれかに該当する者で、永住の目的をもって小笠原諸島へ移住する者（小笠原諸島振興開発施行令第3条）

1-②小笠原諸島の世帯数の推移（各年度末）



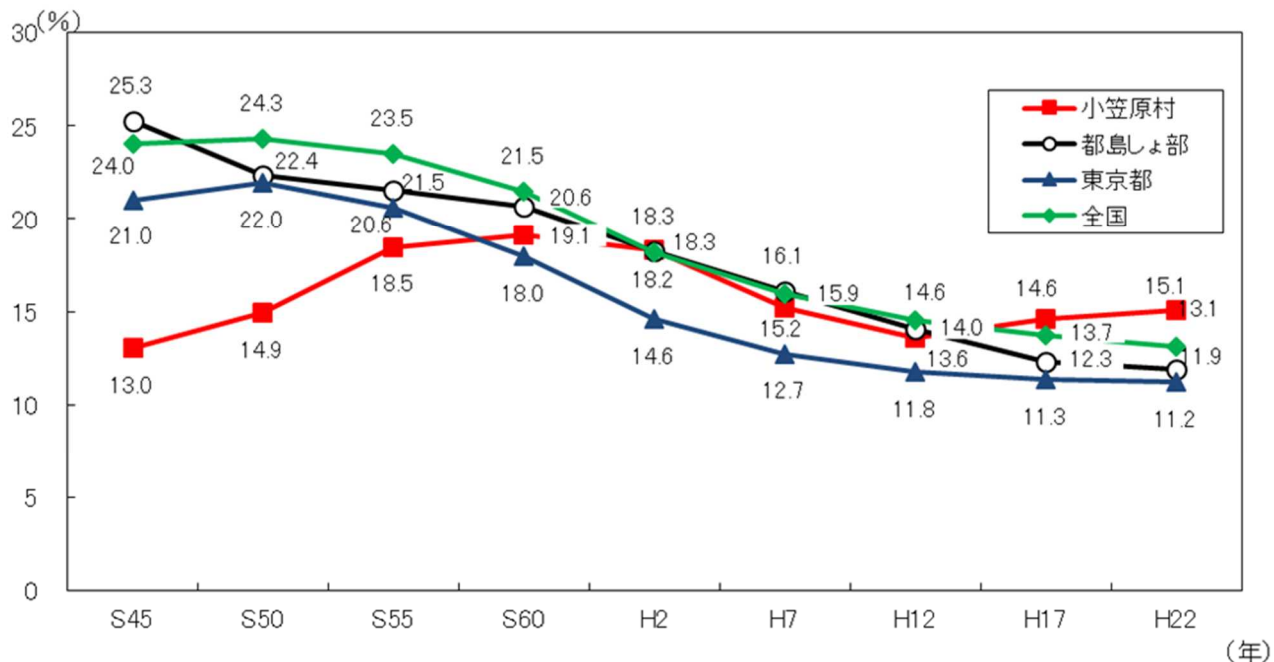
(出典) 小笠原諸島振興開発事業の成果 (都総務局)

1-③小笠原諸島の高齢者（65歳以上）割合の推移（各年10月1日現在）



※ 国勢調査

1-④小笠原諸島の若年者（14歳以下）割合の推移（各年10月1日現在）



※ 国勢調査

2. 財政

小笠原村の財政状況

単位:千円

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
歳入総額	4,109,057	4,145,101	5,154,090	4,182,846	4,340,764	4,617,751	4,670,753
歳出総額	4,097,837	4,089,059	5,060,423	3,966,300	4,180,675	4,433,722	4,582,064
基準財政収入額	376,019	388,437	381,240	361,825	378,424	389,012	402,033
基準財政需要額	1,208,412	1,316,704	1,373,251	1,465,671	1,514,274	1,610,526	1,609,215
標準税収入額等	490,913	507,859	496,566	466,732	489,420	503,304	524,220
標準財政規模	1,322,180	1,508,251	1,597,015	1,712,161	1,735,590	1,835,302	1,838,845
財政力指数	0.32	0.31	0.30	0.28	0.26	0.25	0.25
実質収支比率(%)	0.8	2.5	5.2	12.1	6.6	10.0	4.8
公債費負担比率(%)	19.7	19.6	19.2	22.7	21.8	31.3	24.0
実質公債費比率(%)	14.5	14.1	13.8	13.9	14.4	15.1	14.1
経常収支比率(%)	85.2	87.7	81.2	80.8	85.3	84.8	87.8
住基人口(当該年度末:人)	2,358	2,387	2,417	2,397	2,529	2,528	2,511
住民一人当たり歳出額(千円/人)	1,738	1,713	2,094	1,655	1,653	1,754	1,825

(出典) 市町村決算カード(総務省自治財政局)

※ 住基人口には外国人を含む

3. 医療

3-①村営診療所概要(平成27年4月)

名称	父島	母島
	小笠原村診療所	小笠原村母島診療所
施設	鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積 2268.96㎡ 診察室 3室(医科2、歯1) 病床数 9室9床	鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積 743.3㎡ 診察室 2室(医科、歯各1) 病床数 2室4床
スタッフ	[医科]医師 3名 看護師 9名、助産師 2名 薬剤師 1名、X線技師 1名 理学療法士 1名 栄養士 1名、調理師 3名 [歯科]医師、技工士、衛生士 各1名 [事務]課長以下4名 [その他]併任職員(都保健所)	[医科]医師 1名 看護師 2名 [歯科]医師、衛生士 各1名 [事務]非常勤職員
診療科目	内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科、歯科	内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科、歯科
診療実績 (平成26年度)	[医科] 年間外来患者数 9,420人 1日平均患者数 38.6人(外来244日) 年間入院患者数 107人 年間入院実日数 397日 [歯科] 年間外来患者数 1,198人 1日平均患者数 4.9人(外来244日)	[医科] 年間外来患者数 2,586人 1日平均患者数 10.5人(外来244日) 年間入院患者数 14人 年間入院実日数 29日 [歯科] 年間外来患者数 1,880人 1日平均患者数 7.7人(外来244日)

(出典) 小笠原村の医療(村医療課)

3-②専門医療受診実績（平成26年度）

科目	父島	母島	合計	備考
眼科 (5月)	211	54	265	
眼科 (11月)	154	56	210	手術5眼
耳鼻咽喉科 (5月)	205	42	247	
耳鼻咽喉科 (10月)	106	35	141	
皮膚科 (11月)	81	32	104	
整形外科 (1月)	97	31	128	
産婦人科 (年6回)	304	95	399	
小児科 (6月, 12月)	21	12	33	
精神科 (7月, 11月)	49	5	54	

（出典）小笠原村の医療（村医療課）

3-③救急搬送実績

年度	年間搬送実績				島別内訳				
	件数	人数	病院収容までの 平均所要時間	(内) 夜間 件数	父島		母島		硫黄島他 件数 (夜間)
					件数	(夜間)	件数	(夜間)	
平成17年度	24	27	10時13分	(11)	21	(11)	2	(0)	1
平成18年度	20	21	9時32分	(12)	15	(8)	5	(4)	0
平成19年度	32	34	9時58分	(16)	29	(15)	3	(1)	0
平成20年度	36	39	11時02分	(8)	24	(6)	5	(2)	7
平成21年度	22	23	9時40分	(12)	15	(10)	7	(2)	0
平成22年度	21	23	9時16分	(5)	15	(3)	4	(1)	2(1)
平成23年度	34	39	9時19分	(16)	26	(12)	6	(3)	2(1)
平成24年度	30	33	9時36分	(16)	24	(13)	5	(3)	1
平成25年度	32	35	9時16分	(11)	28	(8)	6	(3)	1
平成26年度	23	27	9時24分	(8)	17	(6)	5	(2)	1

（出典）小笠原村の医療（村医療課）

4. 教育

4-①小笠原村の教育施設（平成23年5月1日）

施設	教室数	校舎		校地面積 m ²	体育館 m ²	プール
		面積m ²	構造			
小笠原小学校	普通8 特別3	1,561	鉄筋コンクリート	13,394	796	小笠原中と共用
小笠原中学校	普通3 特別7	1,229	鉄筋コンクリート	4,325	小笠原小と共用	25×11m
母島小中学校	普通7 特別10	2,395	鉄筋コンクリート	10,434	784	25×11m
小笠原高等学校	普通 特別	7,038	鉄筋コンクリート	36,218	2,389	-

（出典）東京諸島の概要（都総務局）

4-②児童・生徒、学級数(各年度5月1日)

年度	小笠原小学校		母島小学校		小笠原中学校		母島中学校		小笠原高等学校	
	児童数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
平成22年度	123	6	32	6	49	3	14	3	50	3
平成23年度	138	6	27	6	43	3	16	3	59	3
平成24年度	140	6	32	6	49	3	13	3	44	3
平成25年度	138	6	29	6	43	3	16	3	45	3
平成26年度	138	6	31	6	51	3	9	3	43	3

(出典) 東京都公立学校一覧(都教育庁)
管内概要(都小笠原支庁)

4-③教職員数(各年度5月1日)

年度	小笠原小学校	母島小学校	小笠原中学校	母島中学校	小笠原高等学校
平成22年度	15	9	14	13	14
平成23年度	14	10	16	12	15
平成24年度	14	11	16	11	15
平成25年度	14	11	15	11	15
平成26年度	14	11	15	12	15

(出典) 東京都公立学校一覧(都教育庁)
東京諸島の概要(都総務局)

5. 生活環境

し尿処理の状況(各年度10月1日)

年度	人口 (各年10.1)	し尿処理人口内訳							収集し尿処理内訳				
		水洗化人口				非水洗化人口			合計 人	水洗化比率 %	施設処理 kℓ/年	その他 kℓ/年	計 kℓ/年
		公共下水道 人	合併浄化槽 人 (基数)	単独浄化槽 人 (基数)	計	し尿汲取 人	自家処理 人	計					
平成19年度	2,405	0	2,394 (48)	11 (19)	2,405 (67)	0	0	0	2,405	100	267	0	267
平成20年度	2,426	0	2,418 (53)	8 (19)	2,426 (72)	0	0	0	2,426	100	288	0	288
平成21年度	2,486	0	2,465 (55)	6 (17)	2,471 (72)	0	0	0	2,486	100	310	0	310
平成22年度	2,475	0	2,470 (56)	5 (17)	2,475 (73)	0	0	0	2,475	100	326	0	326
平成23年度	2,529	0	2,522 (59)	7 (17)	2,529 (76)	0	0	0	2,529	100	364	0	364
平成24年度	2,600	0	2,593 (35)	7 (2)	2,600 (37)	0	0	0	2,600	100	351	0	351

(出典) 東京諸島の概要(都総務局)

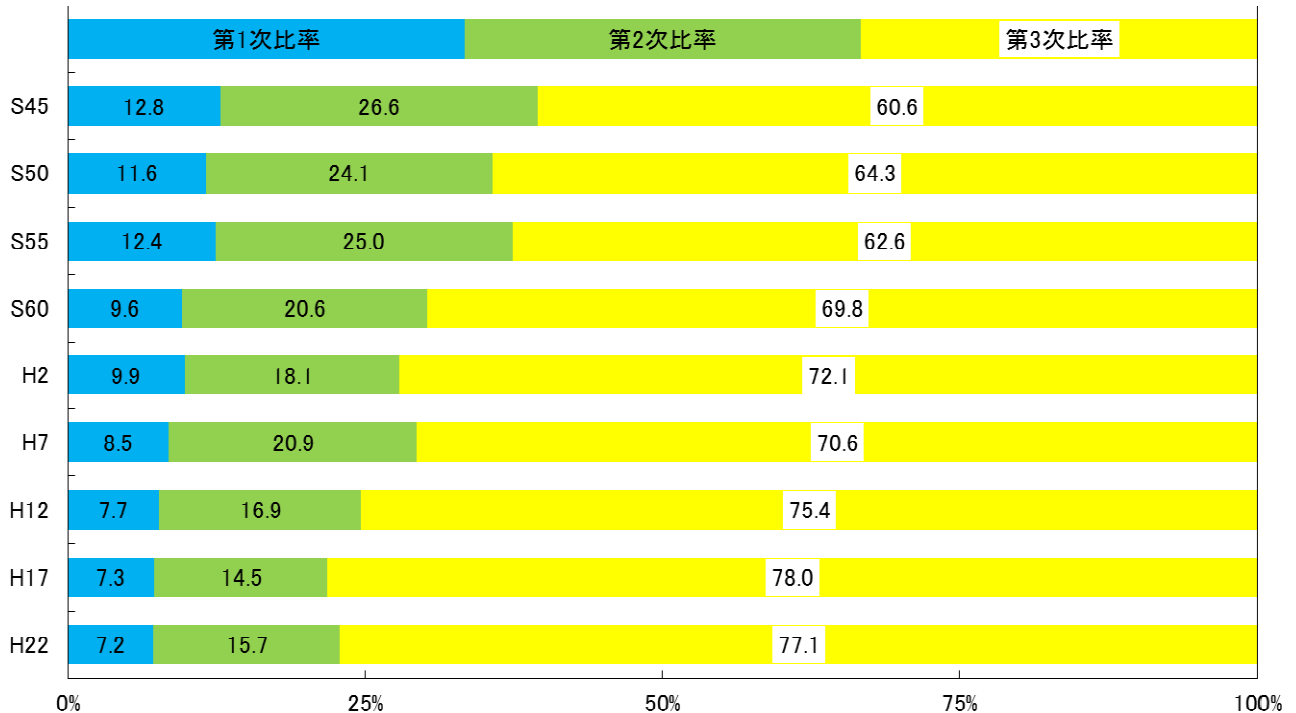
6. 産業分類別就業者数

6-①小笠原諸島の産業別就業者数（平成22年10月1日）

	小笠原村		都島嶼部		東京都		全国	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
総数	1,921	100	14,952	100	6,012,536	100	59,611,311	100
第1次産業	138	7.2	1,579	10.6	22,400	0.4	2,381,415	4.0
農業	70	3.6	1,033	6.9	21,146	0.4	2,135,977	3.6
林業	4	0.2	22	0.1	572	0.0	68,553	0.1
漁業	64	3.3	524	3.5	682	0.0	176,885	0.3
第2次産業	301	15.7	2,671	17.9	912,116	15.2	14,123,282	23.7
工業	0	0.0	1	0.0	1,202	0.0	22,152	0.0
建設業	284	14.8	2,280	15.2	322,941	5.4	4,474,946	7.5
製造業	17	0.9	390	2.6	587,973	9.8	9,626,184	16.1
第3次産業	1,482	77.1	10,702	71.6	5,078,020	84.5	43,106,614	72.3
電気・ガス・熱供給・水道業	33	1.7	158	1.1	19,072	0.3	284,473	0.5
情報通信業	4	0.2	41	0.3	418,736	7.0	1,626,714	2.7
運輸業	46	2.4	664	4.4	279,021	4.6	3,219,050	5.4
卸売・小売業	88	4.6	1,609	10.8	912,689	15.2	9,804,290	16.4
金融・保険業	4	0.2	132	0.9	219,825	3.7	1,512,975	2.5
不動産業	8	0.4	74	0.5	204,463	3.4	1,113,768	1.9
学術研究、専門・技術サービス業	63	3.3	248	1.7	314,829	5.2	1,902,215	3.2
飲食店、宿泊業	220	11.5	1,674	11.2	364,100	6.1	3,423,208	5.7
生活関連サービス業、娯楽業	86	4.5	516	3.5	211,129	3.5	2,198,515	3.7
教育、学習支援業	102	5.3	956	6.4	260,930	4.3	2,635,120	4.4
医療、福祉	111	5.8	1,420	9.5	480,574	8.0	6,127,782	10.3
複合サービス事業	48	2.5	295	2.0	15,261	0.3	376,986	0.6
サービス業	100	5.2	1,132	7.6	392,010	6.5	3,405,092	5.7
公務(他に分類されないもの)	564	29.4	1,694	11.3	163,684	2.7	2,016,128	3.4
分類不能の産業	5	0.3	89	0.6	821,697	13.7	3,460,298	5.8

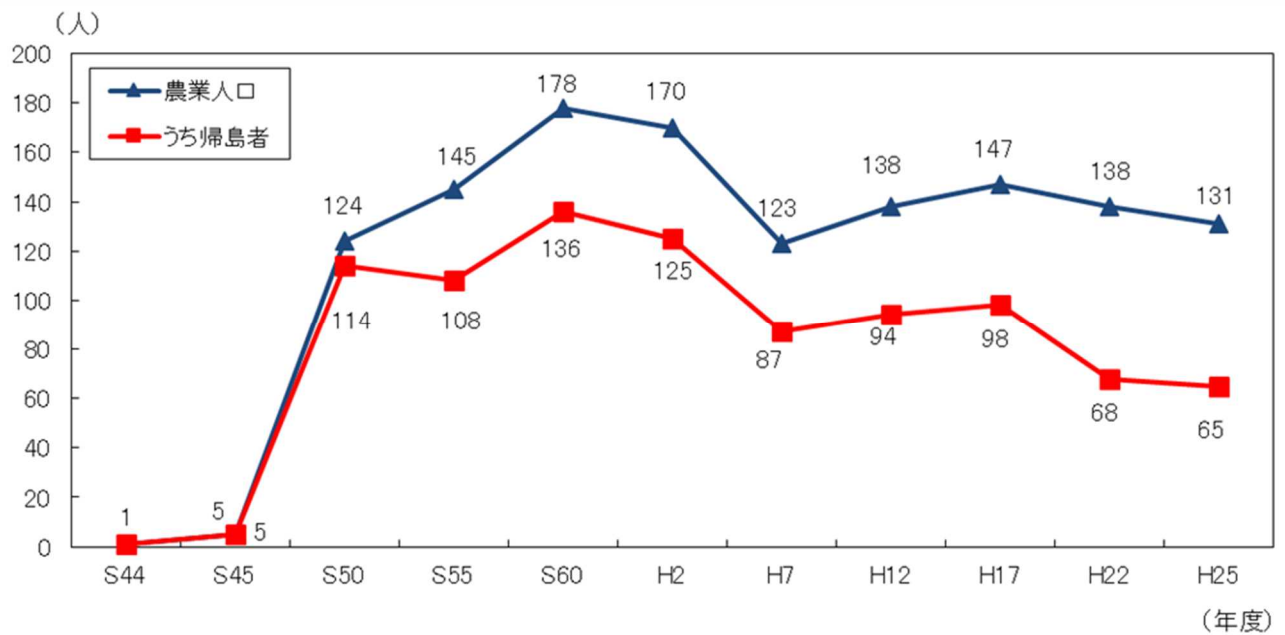
※ 国勢調査

6-②小笠原諸島の産業区分就業者割合の推移（平成22年10月1日）



※ 国勢調査

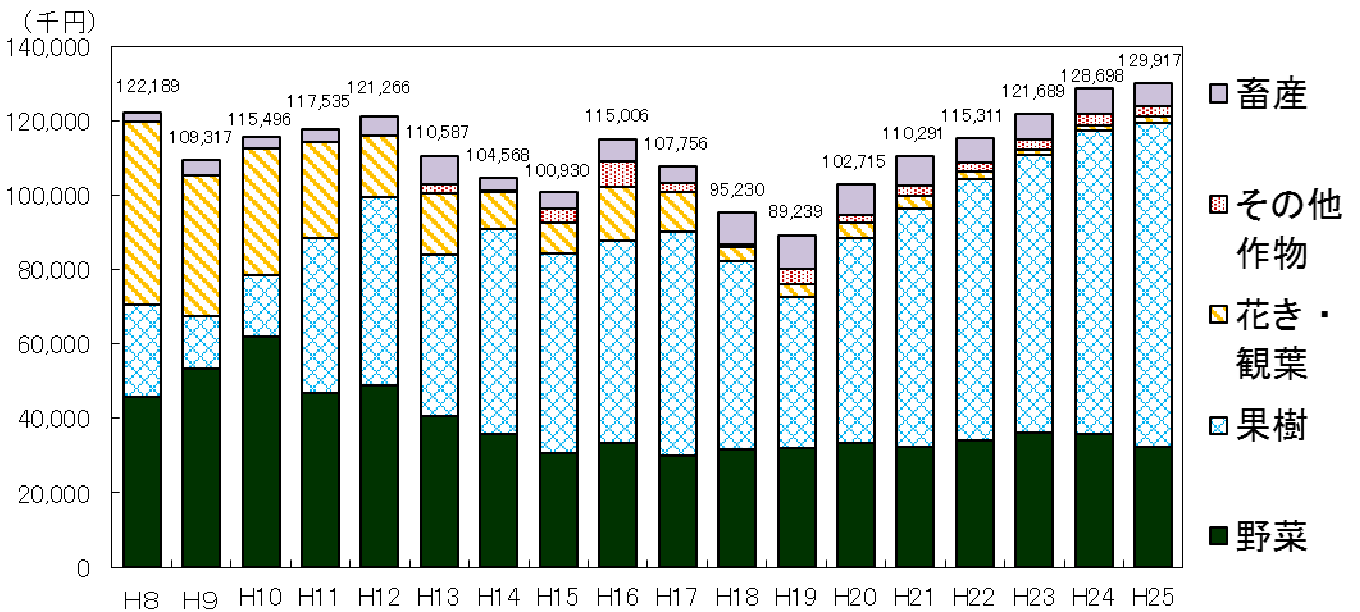
6-③小笠原諸島における農業人口の推移（各年度末）



(出典) 小笠原諸島振興開発事業の成果 (都総務局)

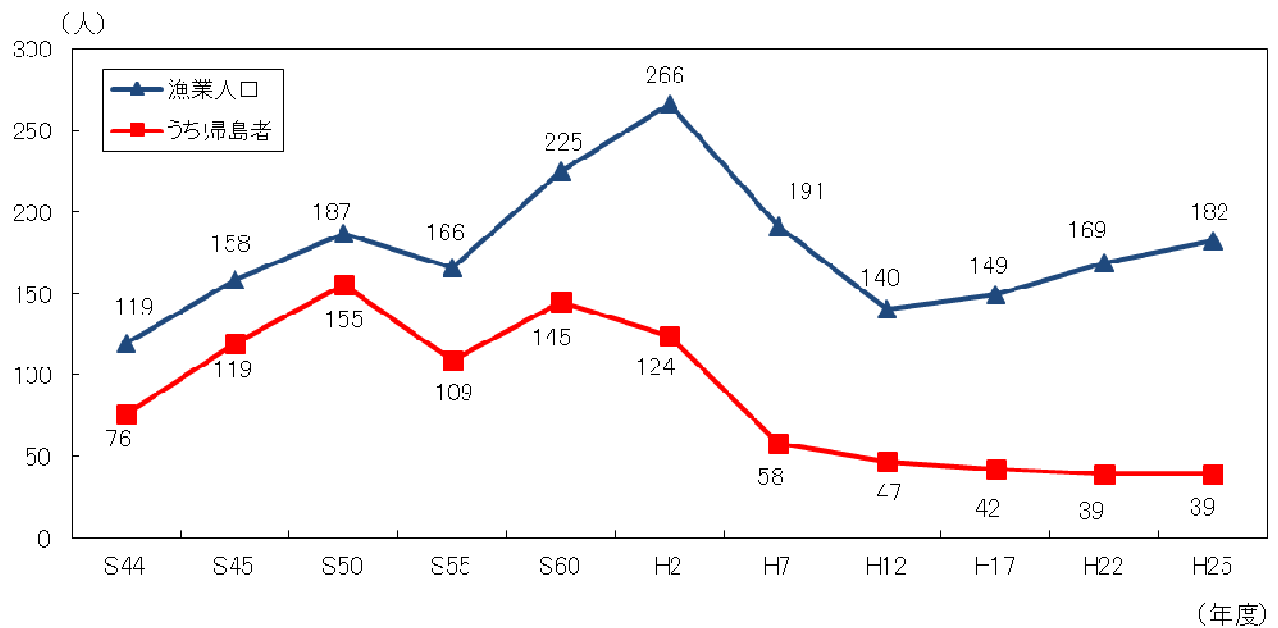
※ 農業人口：小笠原村提供

6-④小笠原諸島における農産物の種類別農業生産額の推移



(出典) 管内概要 (都小笠原支庁)

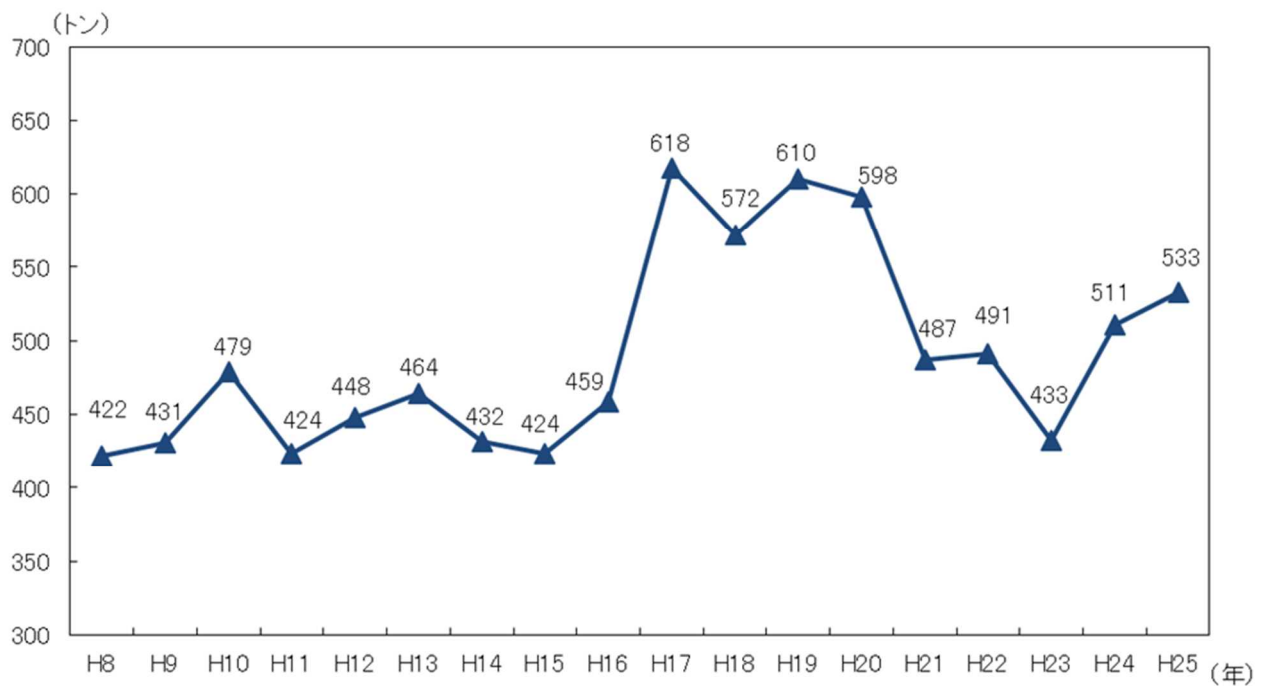
6-⑤小笠原諸島における漁業人口の推移（各年度末）



(出典) 小笠原諸島振興開発事業の成果 (都総務局)

※ 漁業人口：小笠原村提供

6-⑥小笠原諸島における漁獲量の推移

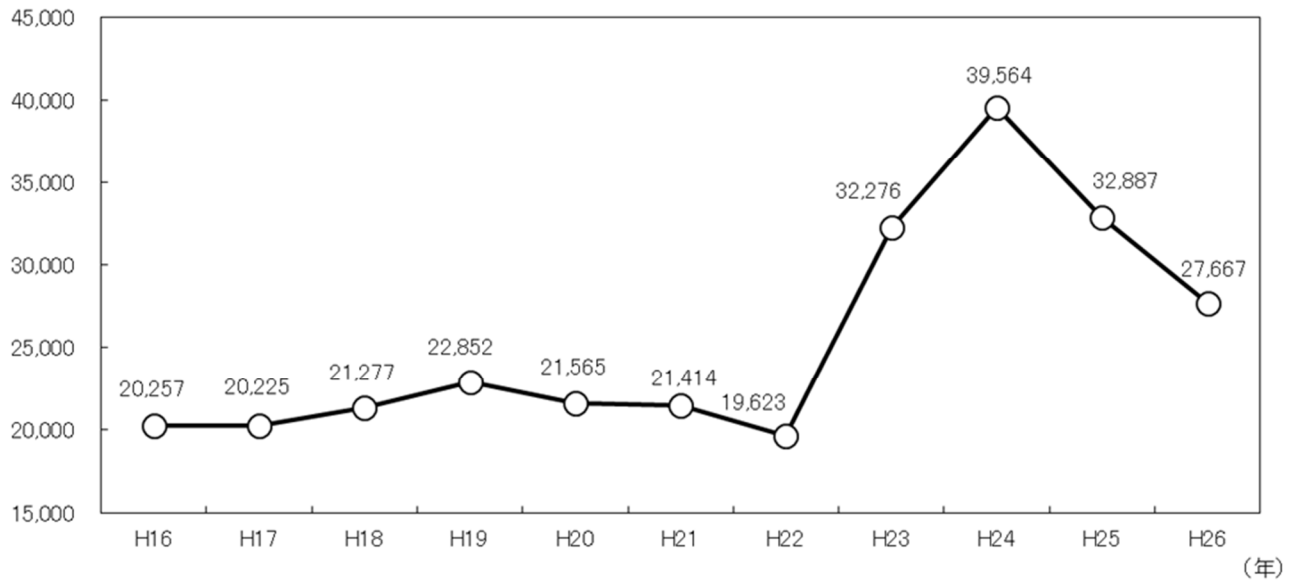


(出典) 管内概要 (都小笠原支庁)

7. 入込客数

小笠原諸島における年間入込客数の推移

(人)



※ 入込客数：おがさわら丸の乗船者のうち、島民を除く、観光、仕事・研究等での乗船客数及び定期船以外の観光船（クルーズ船）の乗客数（小笠原海運株式会社及び小笠原村提供）